一般社団法人
茨城県保険医協会　出版物のご案内

2024年版

2024年2月発行

保険医の経営と税務

確定申告・医業経営改善のために

B5 判 213 ページ　**会員価格 1,200 円**（定価 1,500 円）　※税・送料込み

日々の記帳・税務対策のための必読書！
充実した図表や記載例などを用いて丁寧に解説 !!

●インボイス・電子取引保存義務化に関する対応方法、問題点などを掲載。
●オンライン資格確認など補助金関係の会計と税務処理を掲載。
●**確定申告**だけでなく、申告時期以外の**日常業務**も網羅し、医療機関における税制に関して幅広く対応。
●**開業**だけでなく、**承継**や**閉院**について、また**相続税**や**贈与税**などについても、医療経営者の視点に立ち表や図などを用いてわかりやすく解説。
●**巻末資料**には**確定申告書**（**損益計算書**や**貸借対照表**など）の記載例や、各種所得における留意点などを充実させています。

◇ 主な内容 ◇

インボイス制度・電子取引保存義務化の対応と問題点
2024年度税制改正大綱のポイント
第１章　医業所得計算と日常業務
第２章　共済制度と税金
第３章　消費税
第４章　開業・承継・閉院
第５章　相続税・贈与税
第６章　スタッフの税務と給与実務の留意点
第７章　勤務医師の税務
第８章　地方税の計算
巻末資料（以下抜粋）確定申告書の作成／医療機関収入に関する課税関係／所得の種類と留意点／税務調査チェックシート／確定申告書の記載例／控除額等計算一覧／税務調査対応の心得10のポイント　・・・　ほか多数

一般社団法人　茨城県保険医協会
〒300-0038　土浦市大町 12-31
TEL029(823)7930　FAX029(822)1341
E-mail:info@ibaho.jp

注文書　切り取らずこのままＦＡＸ０２９－８２２－１３４１へお送りください

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　※必ずご記入ください。

住所（〒　　―　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先 TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　FAX＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注文数【　　冊】× 価格【 1,200 円（会員価格）or 1,500 円（定価）】＝ 合計【　　】円

代金支払方法　口座振替 ・ 代引き　※いずれかに〇をつけてください（口座振替は会員のみ利用可）。
※代引きは、代引き手数料として 330 円いただきます。

＜参考＞

インボイス制度・電子取引保存義務化の対応と問題点

税理士　奥津　年弘

今回は、開業医師・歯科医師にとっても避けて通れない２つの問題について触れたいと思います。

Ⅰ　インボイス制度について

2023年10月１日から、消費税納付額の計算が、それまでの帳簿方式（帳簿上の計算）に加え、インボイス（適格請求書等）の保存が要件になりました。これにより医療機関はどのような対応が必要でしょうか。

１　医療機関の状況と対応

（１）　申告状況

まず事業者自身の申告状況によって、表のように課題が変わります。

	消費税申告の状況	課題
①	免税事業者	登録の可否判断
②	簡易課税による申告	（今のところ大きな課題なし）
③	原則課税による申告	インボイスの収集

（２）　具体的対応

ここでは免税事業者に焦点を当てます。医療機関でインボイスを求められるのはどのような取引でしょうか。保険診療報酬は非課税です（労災・自賠責保険収入も同様）。課税対象は、自費収入・健診・予防接種・文書料・物品の販売などです。

インボイスを要求するのは事業者で、通常患者さんは求めません。下記Aのように、課税対象となる収入がごくわずかであれば免税事業者のままで問題ありません。皮膚科や精神科などではこのケースが多いと思います。検討が必要なのは、BやCの健診事業・予防接種を含め数百万円の収入がある場合です。

	自費・健診・その他の収入を得る相手等	検討
A	大半が個人患者の保険健診（医師会健診事業なし）	不要
B	大半が個人患者の保険健診と医師会健診事業	必要
C	会社などを相手に健診事業等を行っている	必要
D	テナント（非住居用）や事業者向駐車場収入	必要

（３）　医師会等の対応

医師会は、健診等受託事業収入が原則課税申告の要件である5,000万円超のため、ほぼ原則課税事業者です。そのため、免税事業者である医療機関への委託分については、仕入税額控除ができず自己の納税が増えます。一部の医師会では、事前説明会で、免税事業者に課税事業者になるように強く求めました。2023年10月以降、多くの医師会は、免税事業者に対して、医師会の納税が増える分は、免税事業者である医業機関への支払い分をカットするという対応をとっています。

補助金を受けた場合の会計と税務

「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するＦＡＱ」（2023年５月８日更新、以下「国税庁FAQ」）など国税庁資料をもとに作成

（１）新型コロナウイルス感染症対応等各種補助金

収入計上時期、税の取り扱いに注意

補助金は、申請に基づき審査や採択、交付決定があり、申請すれば必ず支給されるとは限りません。他方、助成金や給付金、交付金は一定の条件を充足すると原則支給されます。

この違いが、補助金、助成金の会計・税務に影響します。原則として、補助金は交付決定前には収入計上不要です。これに対して、経費を補填する助成金や給付金は経費発生月での収入計上が原則です。ただし例外もあるので、注意が必要です。補助金、助成金等はいずれも消費税不課税です。具体的な種類別の収入計上時期などは下表をご参照ください。

表１　新型コロナウイルス感染症対応各種補助金等の課税関係

種類	種別	申請先	所得税 法人税	計上時期	消費税
感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 診療所100万円・25万円など	補助金	国 都道府県	課税 収入計上： 雑収入など	交付決定時 ※例外あり	不課税 ※仕入税額控除額に注意
発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業 （発熱外来補助金）	補助金	国	課税 収入計上： 雑収入など	交付決定時	不課税
小規模事業者持続化補助金	補助金	全国商工会連合会	課税 収入計上： 雑収入など	交付決定（入金）時	不課税
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に係る利子補給金	給付金	独立行政法人中小企業基盤整備機構	課税 収入計上： 雑収入など	経費発生時	不課税
雇用調整助成金	助成金	国	課税 収入計上： 雑収入など	休業時 ※例外あり （（３）を参照）	不課税

※この表に記載している補助金等については、2023（令和５）年中に終了しているものもあります。